

もうすぐ夏休み

「勤務場所を離れての研修」制度 活用し 充実した学び合いを

教育公務員特例法（教特法）抜粋 第21条

1 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条

1 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任免権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。



承認されます
「自宅研修」

「私は承認しません」
は通用しない

一般的に「自宅研修」とか「宅研」と呼ばれた

制度ですが、教育公務員特例法第22条（制定時は20条）では、「勤務場所を離れての研修」と規定

されています。これには本属長（校長）の承認が必要

なことから、教委や校長は「承認研修」と呼びかえましたが、制度が

変わったわけではありませんが、

現に府教委通達でも「自宅における研修」の承認を明記していますから、当然「自宅研修」は存在します。

府教委通達でも、研修内容は「特例法の趣旨に沿った必要かつ相当と認められる研修」とされ、

「個人で行う自主研修」「自主的な研究会」等を含むことが明記されています。また、大教組との間でも「その内容は幅広いものである」ことが確認されています。

従って「研修届」で分類される「教科指導」「校務分掌」「その他（教員としての教養を深めるもの）」に合致する内容であれば、校長は承認しなければなりません。

「承認・不承認といった校長裁量による判断」が行われてはならないことも確認されています。

勤務労働条件は、労使の協議事項

手続きに必要な書類（計画書・承認願・報告書）については、地教委または校長会と職員団体（泉北教組など）が協議した書式を参考に、各学校が決定しています。

「承認・不承認といった校長裁量による判断」が行われてはならないことも確認されています。

勤務労働条件は、労使の協議事項

手続きに必要な書類（計画書・承認願・報告書）については、地教委または校長会と職員団体（泉北教組など）が協議した書式を参考に、各学校が決定しています。

「研修権」の問題は、勤務労働条件に関わる問題ですから、労使の協議事項となります。

この確認に反する問題が生じたら、泉北教組までご連絡ください。

和泉市
6校に試験的配置

今年度予算で、試験的に配置されることになった和泉市の「スクール・サポート・スタッフ」について、6月の教育委員定例会で、配置校と主な業務内容の例が決められました。

教職員の「働き方改革」の一貫ですが、配置校で効果・成果の検証が予定されています。



1. [スクール・サポート・スタッフ配置校]

	小規模校	中規模校	大規模校
小学校・義務教育学校（前）	・鶴山台北小	・伯太小	・北松尾小
中学校・義務教育学校（後）	・南松尾はつが野学園	・信太中	・南池田中

【授業等の補助】

・授業で使うプリントや宿題の印刷 ・授業で使う教材や理科実験器具の準備・片付け
・教材、教具づくり

【事務作業の支援】

・学校通信、学級通信などの印刷 ・会議資料の印刷、準備
・電話対応（取り継ぎのみ）

【教育活動補助】

・学校行事の準備、後片付け ・子どもの作品やポスターなどの掲示物の掲示
・各種データの入力 ・印刷室や特別教室の整理整頓

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！